○国土交通省告示第二百七十九号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月一日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第１（第１項関係）

空港等	航空交通管制業務を行なう機関	航空交通管制業務の内容		
		種類	無線呼出名称	運用時間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
芦屋飛行場	航空自衛隊芦屋管制隊	飛行場管制業務	芦屋タワー	６時から22時まで。ただし、その他の時間であっても１時間以上前に要求があれば運用する。
	福岡空港事務所	進入管制業務	福岡アプローチ	６時45分から22時15分まで
		ターミナル・レーダー管制業務	福岡レーダー	
	航空自衛隊芦屋管制隊	着陸誘導管制業務	芦屋ＧＣＡ	７時から19時まで。ただし、その他の時間であっても１時間以上前に要求があれば運用する。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
福岡空港	福岡空港事務所	飛行場管制業務	福岡タワー	24時間
		進入管制業務	福岡アプローチ	６時45分から22時15分まで
		ターミナル・レーダー管制業務	福岡レーダー	

改正前

別表第１（第１項関係）

空港等	航空交通管制業務を行なう機関	航空交通管制業務の内容		
		種類	無線呼出名称	運用時間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
芦屋飛行場	航空自衛隊芦屋管制隊	飛行場管制業務	芦屋タワー	６時から22時まで。ただし、その他の時間であっても１時間以上前に要求があれば運用する。
	福岡空港事務所	進入管制業務	福岡アプローチ	７時から22時30分まで
		ターミナル・レーダー管制業務	福岡レーダー	
	航空自衛隊芦屋管制隊	着陸誘導管制業務	芦屋ＧＣＡ	７時から19時まで。ただし、その他の時間であっても１時間以上前に要求があれば運用する。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
福岡空港	福岡空港事務所	飛行場管制業務	福岡タワー	24時間
		進入管制業務	福岡アプローチ	７時から22時30分まで
		ターミナル・レーダー管制業務	福岡レーダー	